

埼玉県高等学校体育連盟剣道専門部内規

1. 名 称 埼玉県高等学校体育連盟剣道専門部と称する。
2. 役 員 (1) 専門部に次の役員を置く。
専門部長 1名
副部長 若干名
委員長 1名
副委員長 4名
常任委員 30名
特別委員 若干名
- (2) 埼玉県剣道連盟加盟団体高校剣道連盟として次の役員を置く。
加盟団体長 1名
理事 1名
事務局長 1名
会計 1名
監事 2名
3. 組 織 各部の組織と業務は次のとおりとする。(各部の部長を含む)
(1) 総務部 (5名)
・庶務・記録広報・議事録
(2) 指導普及部 (7名)
・審査会・登録・講習会
(3) 競技部 (9名)
・大会運営
(4) 強化部 (9名)
・選手強化
※各部の人数は原則とする。
4. 会 議 専門部に次の会議を置く。
(1) 部長・委員長会 専門部の重要事項の審議
(部長、副部長、委員長、副委員長、各部部長)
(2) 常任委員会 役員改選案・行事計画案・大会要項・運営要領・内規改正
(部長、副部長、委員長、副委員長、常任委員、特別委員)
(剣道専門部会計担当2名、ホームページ担当1名、
高校剣道連盟役員)
(3) 顧問総会 役員承認・行事計画・その他
(4) 代表者会議 大会申し合わせ事項(各校監督・主将)
(5) 審判委員会 審判員選出
(審判長、副審判長、委員長、副委員長、競技部、強化部)
(6) ホームページ委員会(部長、委員長、総務部、高校剣道連盟事務局長)
5. 役員を選出 (1) 専門部長は常任委員会の推薦により高等学校長に依頼する。
(2) 副部長、委員長、各部部長は常任委員会で選出し、専門部委員会で承認する。ただし、副委員長は東西南北の委員長をこれにあてる。
(3) 常任委員は各校剣道部顧問より選出されたもの。
(4) 剣道専門部会計担当(2名)、ホームページ担当(1名)
監査を除く高校剣道連盟役員は部長より任命を受け、常任委員会で推薦を受け承認されたもの。ただし、常任委員との兼務は妨げない。
(5) 特別委員は部長、副部長、委員長、常任委員の経験者より常任委員会の推薦により依頼することができる。
(6) 部長、副部長、委員長、副委員長、剣道専門部会計担当、HP担当、
高校剣道連盟役員は常任委員の定数に含まない。
6. 役員任期 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

以上の規約は、埼玉県高等学校体育連盟規約・種目別専門部規定を基準として規定した。

平成 2年02月20日
改正 平成 3年12月18日
改正 平成 5年12月14日
改正 平成12年12月05日
改正 平成18年02月17日
改正 平成19年12月12日

改正 平成22年02月03日
改正 平成23年04月19日
改正 平成28年12月14日
改正 平成30年 5月30日
改正 令和 5年 6月 6日